

# 労働保険 年度更新の 基礎知識

## 注目トピックス

### 01 | 労働保険年度更新の基礎知識

労働保険（労災保険と雇用保険）は毎年4月1日から翌年3月31日までを一区切りとして申告納付をします。本稿では、年度替わりを迎えるにあたり、労働保険の申告納付処理 = 年度更新の基礎知識について取り上げます。

なお、このたび平成24年4月以降の労働保険料率が改定され、例えば雇用保険料率では一般事業で15.5/1,000から13.5/1,000に下がることになりました。

### 02 | 老齢年金の「損・得」世代別試算について

生涯支払う年金保険料総額と、老後にもらえる年金の受給額総額を比較した生涯収支の試算が注目を集めています。本稿では、報道された年金試算の概要・注意点を説明します。

## 社会保険労務士法人 未来経営より

### 03 | お問い合わせについて

### 04 | 近況報告

# 労働保険年度更新の 基礎知識

年度替わりを迎えるにあたり、労働保険の申告納付処理 = 年度更新の基礎知識について取り上げます。

## はじめに

労働保険（労災保険と雇用保険）は毎年4月1日から翌年3月31日までを一区切りとして申告納付をします。本稿では、年度替わりを迎えるにあたり、労働保険の申告納付処理 = 年度更新の基礎知識について取り上げます。

## 保険料の計算方法

労働保険料は企業全体の「年度の賃金総額」に保険料率を乗じて計算します。そして、以下の処理を年度ごとに連続して行うことで申告納付します。

**年度の初めに概算払いをして  
年度末を過ぎたら確定精算をする**

つまり、年度更新とは「**前年度の確定精算**」と「**新年度の概算計算**」を同時に行う行為を指します。

通常は概算額と確定額は一致しないため、その差額を翌年度の概算保険料と差し引き調整（充当・還付または追加納付）します。

### 例)平成23年4月1日に労働保険に加入した企業の場合

条件：飲食業、従業員10名、全員が労災および雇用保険に加入、年間賃金総額見込み3,000万円、実際の賃金総額2,700万円

#### 概算払い

$3,000 \text{ 万円} \times (\text{労災保険料率 } 3/1,000 + \text{雇用保険料率 } 15.5/1,000) = 555,000 \text{ 円}$

#### H24年4月1日を迎えたら確定精算

$2,700 \text{ 万円} \times 18.5/1,000 = 499,500 \text{ 円}$

— = 55,500円を払い過ぎたため、翌年度の概算保険料から55,500円を差し引いて納付する。

## 計算式から導き出せる 計算ミス防止のポイント

前項で取り上げたように、労働保険料の計算式は賃金総額に保険料率を乗じるシンプルな構造になっています。毎月の給与計算で会社がいくら雇用保険料を天引きしたかに関わらず単純に計算をします。このことから、計算ミスをする箇所は以下のふたつに大別されることがわかります。

### 【間違えてしまうポイント】

**賃金総額を間違える**

**保険料率を間違える**

以下に上記の間違いやすいポイントを列挙します。自社で年度更新処理をされている企業様は、ご参考ください。

### 【賃金総額を間違える】

雇用保険加入者の賃金をすべて算入していない

賞与を賃金に算入していない

アルバイトの賃金を労災の賃金総額に算入していない

64歳以上の雇用保険料免除者の賃金を誤って算入している

年度途中で雇用保険上の異動（資格取得・喪失）があったにもかかわらず反映させていない

### 【保険料率を間違える】

登録した産業分類が誤っている

（建設業なのに不動産業で登録している、など）

法改正による保険料率の変更を反映させていない

なお、このたび平成24年4月以降の労働保険料率が改定され、例えば雇用保険料率では一般事業で15.5/1,000から13.5/1,000に下がることになりました。具体的な保険料率の変更については、当事務所までお尋ねください。

# 老齢年金の「損・得」 世代別試算について

生涯支払う年金保険料総額と、老後にも  
らえる年金の受給額総額を比較した生涯  
収支の試算の概要・注意点を説明します。

## はじめに

生涯支払う年金保険料総額と、老後にもらえる年金の受給額総額を比較した生涯収支の試算が注目を集めています。

2012年2月に、「国民年金や厚生年金などの公的年金をもらえる額から支払った額を差し引いた生涯収支を世代間で比べると、50歳代半ば以下の世代で支払いの方が多くなる」という試算が報道されました。本稿では、報道された年金試算の概要・注意点を説明します。

## 試算をしたのは誰か

内閣府経済社会総合研究所というシンクタンクの所属研究者が公表した学術論文中の試算であり、**内閣府の正式な見解を示すものではない**とのことです。

## どのような条件での試算か

試算では現行制度の国民、厚生、共済の各年金を対象に、1人あたりの「保険料支払額（企業負担含む）」と「年金受取額」を5歳刻みで算出しています。

物価上昇率を年1%程度、年金積立金の名目運用利回りを4%とした試算を「標準ケース」とし、将来の支払額と受取額を現在の価値に引き戻して調整しています。

年金 生年別・年齢階級別にみた受益と負担

単位：万円

生年	2010年年齢	生涯保険料	生涯年金受給額	純受益(受給額－保険料)
1950	60	1,436	1,938	502
1955	55	1,876	1,877	0
1960	50	2,066	1,783	-283
1965	45	1,996	1,579	-417
1970	40	2,059	1,535	-523
1975	35	1,946	1,359	-588
1980	30	1,925	1,269	-656
1985	25	1,978	1,265	-712
1990	20	1,924	1,219	-705
1995	15	1,797	1,122	-674
2000	10	1,688	1,052	-636
2005	5	1,559	975	-584
2010	0	1,432	897	-534
2015	0	1,340	839	-501

出所：内閣府経済社会総合研究所(2012)『社会保障を通じた世代別の受益と負担』

## 試算結果表

この試算では、1955年以降に生まれた人=55歳未満の人(2010年現在)は、将来の純受益(年金受給額-生涯保険料)がマイナスになることとなります。

## 注意点

これだけを見れば、年金制度不安を煽るだけのように見えなくもないですが、この試算結果を見る上では以下の三つの点で注意が必要です。

### 男女差を考慮していない

(3号被保険者=サラリーマンの妻などについては生涯収支はプラスになる試算結果が出ています)

### 加入保険は職種により異なる

(公費負担の大きい1号被保険者=自営業者などは生涯収支はプラスになる試算結果となっています)

### 障害年金については、収支の計算に含まれていない

「世代間扶養」という年金の制度設計概念と、この「損得勘定」の考え方はそもそも合わないものですが、職種間や性別間の格差など、制度構造上の検討課題が浮き彫りとなっているとも言えます。

# 当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## 当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4 6 4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

## スタッフよりあいさつ

3月に入り、少しずつですが、暖かい日が多くなってきたような気がします。ただ、同時に花粉の季節にも突入しました。私は、花粉症ではないのですが、妻は花粉症がひどく、最近、花粉対策用の空気清浄器を購入しました。私には違いが分からないのですが、今のところ効果はあるようです。花粉症の方は試してみてもは？（高山）